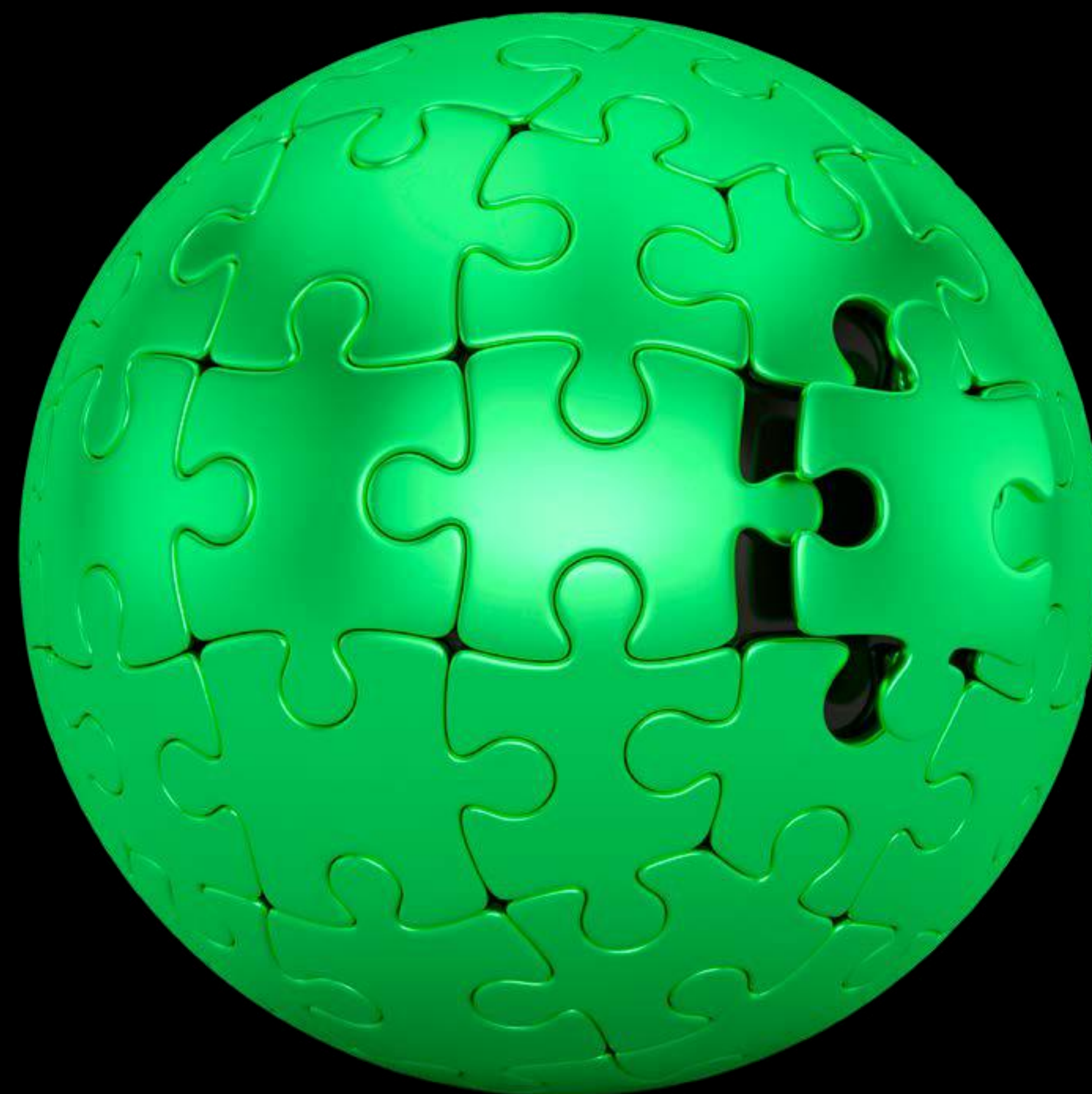




iGAAP in Focus 財務報告

IFRS第18号の適用に向けた準備

有限責任監査法人トーマツ



2026年6月

概要

本iGAAP in Focusは、企業がIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を適用する準備を進めるにあたり検討が必要となる可能性のある主要な論点を取り上げている。

要点

- IFRS第18号は、強制される区分及び要求される小計を含む、純損益計算書の新たな構造を導入している。
- 収益及び費用の分類は、企業が資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供という「主要な事業活動」を有しているかどうかの影響を受ける。
- 本基準は、財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて用いられる「Non-GAAP」指標の一部である、経営者が定義した業績指標に関する開示要求を導入している。
- IFRS第18号は、基本財務諸表及び注記における情報の集約、分解及び明確なラベリングをより重視している。
- IFRS第18号は遡及適用され、年次報告及び期中報告に影響を与えるため、注意深く計画することが極めて重要である。

IFRS第18号はIAS第1号「財務諸表の表示」を置き換えるものであり、2027年1月1日以後開始する事業年度に適用される。これは、企業が自らの財務業績をどのように表示し、また開示を通じてどのように説明するかに重大な変更をもたらす。特に、IFRS第18号は遡及適用され、比較情報の修正再表示を要求しており、関連性がある場合には期中報告期間も含まれるため、注意深く計画することが重要である。

見解

IFRS第18号は、基本財務諸表と注記のそれぞれ異なる役割を明確化している。基本財務諸表は、認識された資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローについて、体系化された要約を提供する。注記は、当該計算書の科目を理解するために必要な追加的な重要性がある情報を提供する。この区別を念頭に置くことは、企業がどの情報を財務諸表に含めるのか、またどこに含めるのかを決定するうえで役立つ可能性がある。

純損益計算書の新たな構造

IASBがIFRS第18号を公表した主たる目的の1つは、財務業績の報告の比較可能性及び透明性を改善することであった。その目的を支えるため、本基準は純損益計算書に新たな構造を導入しており、強制される区分及び追加的に要求される小計（「営業損益」及び「財務及び法人所得税前純損益」を含む）を設けている。

収益及び費用の分類

IFRS第18号は、純損益計算書において収益及び費用を次の5つの区分に分類することを要求している。

区分	区分に含まれる収益及び費用の種類
営業	他の区分に分類されないすべての収益及び費用（すなわち、営業区分はデフォルトの区分である）。これには、企業の主要な事業活動から生じる収益及び費用が含まれるが、それらに限定されない。
投資	次から生じる収益及び費用： ・関連会社、共同支配企業及び非連結子会社に対する投資 ・現金及び現金同等物 ・個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出すその他の資産
財務	資金の調達を伴う取引から生じる負債からの収益及び費用。当該取引が資金の調達のみを伴うか否かを問わない。なお、負債が資金の調達のみを伴うものではない取引（例えば、棚卸資産の購入から生じる営業債務）から生じる場合には、金利収益及び金利費用（並びに金利変動の影響）のみが財務区分に分類される。

区分	区分に含まれる収益及び費用の種類
法人所得税	IAS第12号「法人所得税」を適用する税金費用又は税金収益、及びこれに関連する為替差額
非継続事業	IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」で定義される非継続事業から生じる収益及び費用

純損益計算書における区分は、キャッシュ・フロー計算書において用いられる分類とは異なる。例えば、有形固定資産の取得及び処分によるキャッシュ・フローは投資活動によるキャッシュ・フローとして表示されるが、関連する収益及び費用（減価償却、減損及び処分損益など）は、一般に純損益計算書では営業区分に分類される。

営業区分の中では、費用は次のいずれかに基づいて分類し表示しなければならない。

- ・性質
- ・企業内での機能
- ・両方の特徴（混合表示）

IAS第1号とは異なり、IFRS第18号は営業費用の混合表示を認めている。企業は、自らの費用について最も有用な体系化された要約を提供する表示方法を選択しなければならず、その際には次の点を考慮する。

- ・どの科目が収益性の主要な構成要素又は決定要因を最もよく説明するか
- ・どの科目が事業がどのように管理され、内部的にどのように報告されているかを最もよく反映するか

純損益計算書の新たな構造

- ・関連性があるインダストリーの実務
- ・特定の費用を機能に配分することがあまりにも恣意的であり、その結果として生じる科目が当該機能を忠実に表現しないことになるかどうか

要点

収益及び費用の分類要求を適用するにあたり、企業は次の重要な点を検討する必要がある可能性がある。

- ・企業は、新たな営業、投資及び財務の各区分の下で収益及び費用をどのように分類するかを識別し、勘定体系及び報告体制に変更が必要かを評価する必要がある。企業は、特定の主要な事業活動を有しているかどうかを評価すべきである。これは、特定の収益及び費用の分類に影響を与えるからである。
- ・資金の調達のみを伴うものではない取引から生じる負債に係る収益及び費用、為替差額、デリバティブ及びヘッジ手段に係る利得及び損失、並びに投資区分の金額（特に、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産の識別に関して）などの項目を分類する際には注意が必要となる場合がある。
- ・費用を機能別に表示する場合、IFRS第18号は、特定の性質別費用を単一の注記で開示することを要求している。企業は、自社システムが必要な粒度でこの情報を収集できるように整備しなければならない。
- ・企業は、新たな分類がコベナンツ、報酬パッケージ及びその他の主要な指標にどのような影響を与えるかを評価すべきである。
- ・企業は、新たな分類要求から生じる主要業績尺度の変更について、利害関係者に説明する必要がある場合もある。

特定の主要な事業活動

収益及び費用を営業、投資及び財務の各区分に分類するにあたり、企業は、自らが「特定の主要な事業活動」を有しているかどうかを評価すべきである。

IFRS第18号は、2つの主要な事業活動を定めている。

- ・特定の種類の資産への投資
- ・顧客へのファイナンスの提供

企業がこれらの主要な事業活動のいずれかを有している場合、そうでなければ投資区分又は財務区分に表示されたであろう一部の収益及び費用は、代わりに営業区分に表示される。例えば、投資企業のように主要な事業活動として資産への投資を行っている企業は、当該活動の一環として投資している資産から生じる収益及び費用を営業区分に分類すべきである。

企業は複数の主要な事業活動を有している場合がある。例えば、製品を製造するとともに顧客にファイナンスを提供している場合がある。しかし、この評価の目的上、関連するのは資産への投資及び顧客へのファイナンスの提供のみである。その他の事業活動は収益及び費用の分類に影響を与えない。

純損益計算書の新たな構造

企業が特定の主要な事業活動を有しているかどうかの評価

企業が、そうでなければ投資区分又は財務区分に分類されたであろう収益及び費用を含んだ売上総利益に類似した小計を使用している場合、資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動であると結論付けられる可能性が高い。これは重要ポイントではあるが、決定的なものでも必須のものでもない。この評価には判断が必要であり、証拠によって裏付けられるべきである。当該小計の重要性を評価するにあたり、企業はそれがどのように使用されているかを検討すべきである。当該小計が外部への業績説明に用いられているか、又は内部的な営業業績のモニタリングに用いられている場合には、企業が特定の主要な事業活動を有していることを裏付ける可能性が高くなる。

企業は、使用している小計だけでなく、すべての関連する事実及び状況を検討すべきである。その他の指標には次のものが含まれる場合がある。

- ・該当する場合、IFRS第8号「事業セグメント」に基づいて開示されるセグメント情報
- ・資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供が、企業の事業目的の達成において有する重要性
- ・企業が自らの活動及び業績を外部にどのように説明しているか。
- ・業績がどのように評価され、経営幹部に報告されているか。
- ・マネジャーがどのように報酬を受けているか—例えば、企業が資産に投資している場合、報酬が管理対象資産の公正価値に連動していることがある。

要点

自らが特定の主要な事業活動を有しているかどうかを評価するにあたり、企業は次の重要な点を検討する必要がある可能性がある。

- ・この評価は焦点を絞ったものである。企業はすべての主要な事業活動を識別する必要はなく、資産への投資及び／又は顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動であるかどうかのみを評価すればよい。これらの活動のみが、特定の収益及び費用が投資区分又は財務区分ではなく営業区分に分類されるかどうかに影響を与えるからである。
- ・特定の主要な事業活動の識別には判断が必要であり、関連する証拠によって裏付けられるべきである。
- ・企業は、特定の主要な事業活動を有するようになったか、又は有しなくなったかをモニタリングすべきである。変化があれば、関連する収益及び費用の分類を将来に向かって改訂する必要がある場合があるからである。
- ・この評価は、報告企業全体のレベルで行われる。その結果、連結財務諸表の目的における結論が子会社レベルの結論と異なる場合があり、その場合には連結修正が必要となる可能性がある。

特定の項目への分類要求の適用

資金の調達のみを伴うものではない取引から生じる負債に係る収益及び費用

資金の調達のみを伴うものではない取引から生じる負債の例には次のものが含まれる。

- ・財又はサービスに係る営業債務
- ・リース負債
- ・確定給付年金負債

純損益計算書の新たな構造

限定的な状況を除き、IFRS第18号は、企業に対し、こうした負債から生じる金利収益及び金利費用（並びに金利変動の影響）についてのみ、財務区分に分類することを要求している。ただし、当該金額が他のIFRS会計基準を適用する目的で識別されている場合に限る。

- その結果、単一の負債から生じる収益及び費用が複数の区分に分類される可能性がある。例えば、資産除去債務のような長期引当金にIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用する場合、企業は次のものを認識する可能性がある。
- ・当該負債に係る割引の定期的な振戻し
 - ・当該負債の測定に用いる割引率の変動の影響
 - ・当該負債を決済するために必要な支出の最善の見積りの変動の影響

この例では、割引の振戻し及び割引率の変動の影響は財務区分に分類される。これに対し、資産除去債務の決済に必要な支出の最善の見積りの変動は営業区分に分類される。

負債の帳簿価額の変動から生じる収益及び費用を、金利収益及び金利費用（並びに金利変動の影響）とその他の種類の収益及び費用に区分して分解することが企業に要求されるかどうかは、当該負債に適用されるIFRS会計基準の要求事項によって決まる。例えば、IFRS第2号「株式に基づく報酬」は、企業に対し、株式に基づく報酬負債について勤務費用、利息費用及びその他の変動の区分を識別することを要求していない。したがって、企業は現金決済型の株式に基づく報酬義務に関連する報酬費用の利息部分を分解しない。報酬費用は全額を営業区分に分類すべきである。

次で説明するとおり、企業はまた、そのような負債に係る為替差額をどのように分類するかも検討する必要がある。

- 為替差額**
- 為替差額は、関連する収益及び費用と同じ区分に分類される。ただし、そうすることが過大なコスト又は労力を伴う場合は除く（その場合、為替差額は営業区分に表示される）。
- この要求を適用するにあたり、企業は次の点を検討すべきである。
- ・営業債務又はリース負債のような負債については、関連する収益及び費用が複数の区分に分類されている可能性があるため、判断が必要となる場合がある。そのような場合、為替差額は1つの区分に分類すべきであり、複数の区分に分割すべきではない。類似の負債については一貫して取り扱うべきである。
 - ・為替差額を過大なコスト又は労力を理由に営業区分に分類すべきかどうかの評価は、各項目ごとに、関連する事実及び状況に基づいて個別に行われる。企業は、何が過大なコスト又は労力に該当するかについて、明確なアプローチを定義し適用すべきである。

グループ内貸付金から生じる為替差額

IFRS第18号は、連結上消去されたグループ内貸付金から生じる為替差額を連結財務諸表においてどのように分類するかを扱っていない。[2026年3月のIFRIC Update](#)には、IFRS解釈指針委員会による結論が含まれており、そのような差額については、次のいずれかに分類するという会計方針の選択が存在するとされている。

- ・デフォルトとして営業区分に分類する、又は
- ・連結上消去される前に企業グループ内貸付金から生じた収益及び費用が分類されたであろう同じ区分に分類する

純損益計算書の新たな構造

デリバティブ及びヘッジ手段に係る利得及び損失

IFRS第18号は、デリバティブ及び指定されたヘッジ手段に係る利得及び損失を、当該金融商品がどのように使用されているかに応じて分類する。出発点は、当該デリバティブが識別されたリスクを管理するために使用されているかどうかである。

- ・指定されたヘッジ手段については、純損益に認識される利得及び損失は、ヘッジされているリスクの影響を受ける収益及び費用と同じ区分に分類される。そうすることで当該利得及び損失のグロスアップが必要となる場合には、金額の全体を営業区分に分類する。
- ・識別されたリスクを管理するために使用されているがヘッジ手段として指定されていないデリバティブ（いわゆる経済的ヘッジ）については、利得及び損失は一般に、管理されているリスクの影響を受ける収益及び費用と同じ区分に分類される。そうすることで利得及び損失のグロスアップが必要となる場合、又は過大なコスト若しくは労力を伴う場合には、金額の全体を営業区分に分類する。
- ・識別されたリスクを管理するために使用されていないデリバティブについては、利得及び損失の分類は、それが資金の調達のみを伴う取引に関連するかどうかによって決まる。

- 当該デリバティブが資金の調達のみを伴う取引に関連している場合、その利得及び損失は財務区分に分類される。ただし、顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動とする企業については、個別の要求事項に従う。
- 当該デリバティブが資金の調達のみを伴う取引に関連していない場合、その利得及び損失は営業区分に分類される。

デリバティブを経済的ヘッジとして使用している企業は、自社のリスク管理文書において、それらの金融商品がどのように使用されているかを明確に説明し、関連する分類結果を裏付けるべきである。

個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産

個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産からの収益及び費用は、当該資産が特定の主要な事業活動の一部として保有されていない限り、投資区分に分類される。特定の主要な事業活動の一部として保有されている場合は、関連する収益及び費用は営業区分に分類される。これに対し、独立してリターンを生み出さない資産からの収益及び費用は営業区分に分類される。資産がどのようにしてリターンを生み出すかを評価するにあたり判断が必要となる場合がある。

個別にかつおおむね独立してリターンを生み出す資産については、企業は、それらの資産への投資が主要な事業活動であるかどうかを、資産ごとに評価することも、類似した特徴を有する資産をグループ化して評価することもできる。金融資産については、そのグループ化は、IFRS第7号「金融商品：開示」で識別される金融資産のクラスより上位のレベルでは行ってはならない。

経営者が定義した業績指標：新たな開示要求

IFRS第18号は、Non-GAAP指標の一部である経営者が定義した業績指標（MPM）についての開示要求を導入している。

MPMとは、次に該当する収益及び費用の小計である。

- ・財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて使用されている
- ・企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を伝えるために使用されている
- ・IFRS第18号118項に列挙されておらず、他のIFRS会計基準によって表示又は開示が具体的に要求されていない

企業がMPMを使用している場合には、当該指標を財務諸表における単一の注記で開示しなければならない。

MPMごとに、その開示は明確に名称を付け、また、その指標が何を伝えているのかを忠実に表現し、財務諸表利用者の誤解を招かないように記述されなければならない。これには次のものを含めるべきである。

- ・経営者の見解において、そのMPMによって伝えられる財務業績の一側面の記述、及び経営者の見解において、そのMPMが企業の財務業績に関する有用な情報を伝えるという理由の説明
- ・そのMPMがどのように計算されているのかに関する情報
- ・そのMPMと、IFRS第18号118項に列挙されている最も直接的に比較可能な小計、又はIFRS会計基準で表示若しくは開示が具体的に要求されている合計若しくは小計との調整表
- ・その調整表において開示している各項目についての法人所得税への影響及び非支配持分への影響
- ・法人所得税への影響がどのように算定されているのかの記述

これらの要求事項は、上場企業又は公開企業だけでなく、すべての企業に適用される。

MPMの例には次のものが含まれる。

- ・IFRS会計基準で定められている合計又は小計（例えば営業利益）を調整して、非経常的収益又は費用、又は特定の非資金的費用を除外した小計、又は
- ・IFRS会計基準とは異なる会計方針を適用して作成された小計

要点

MPMに関するIFRS第18号の要求事項を適用するにあたり、企業が検討する必要がある主な点には次のものが含まれる。

- ・多くの証券監督当局はNon-GAAP指標に関するガイドラインを公表している。適用される規制により企業が財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにNon-GAAP指標を含めることが認められており、かつ当該企業がMPMの定義を満たす指標を公表している場合、IFRS第18号は、それを財務諸表に開示することを要求している。
- ・企業は、財務諸表の外における一般とのコミュニケーションのすべて（企業報告機能の外で発行されるコミュニケーションを含む）を見直し、MPMの定義を満たす収益及び費用の小計を識別すべきである。これには、分子又は分母がそのような小計である財務比率も含まれる。ある指標がMPMであるかどうか（例えば、IFRS第18号で定義される収益及び費用の小計であるかどうか）を決定するには、判断が必要となる場合がある。
- ・一般とのコミュニケーションにおいて使用している収益及び費用の小計は、企業全体の財務業績についての経営者の見方を伝えていると推定される。その推定は、当該小計が別の目的で使用されていることを示す合理的で裏付け可能な証拠がある場合に限り反証することが認められている。
- ・各MPMは、それぞれが何を測定しているかを忠実に表現し、財務諸表利用者の誤解を招かないように、明確に名称を付け記述されるべきである。
- ・IFRS第18号BC360項で指摘されているとおり、MPMが何を測定しているのかを忠実に表現すべきという要求は、透明なコミュニケーションに関するものであって、その指標が「良い」指標なのか「悪い」指標なのかに関する情報は提供しない。

集約及び分解：より明確な原則と判断

IFRS第18号は、企業が基本財務諸表及び注記において情報をどのように集約及び分解すべきかを明確にしている。重要性がある情報は分解されるべきである。集約された項目には明確な名称を付けるべきであり、「その他」は、より有益な名称が見つけられない場合にのみ使用すべきである。

基本財務諸表において区分して表示されることが必要となるのは、それが有用な体系化された要約を提供する場合に限られる。他のIFRS会計基準がそれを最低限の科目として識別している場合であっても同様である。追加の科目及び小計は、それらが当該要約を改善する場合にのみ表示すべきである。

これらの原則を適用するにあたり、企業は次のようにすべきである。

- 類似した特徴を共有している項目を集約し、異質な特徴を有する項目を分解する
- 重要性がある情報を不明瞭にせず、理解可能性を低下させない方法で項目を集約する
- 基本財務諸表及び注記の相互補完的な役割を反映する方法で情報を表示する

要点

集約及び分解に関するIFRS第18号の要求事項を適用するにあたり、企業が検討する必要がある主な点には次のものが含まれる。

- 基本財務諸表及び注記を一体として見直し、表示された情報がIFRS第18号の集約及び分解の要求事項に準拠していることを確認すること。
- 基本財務諸表の科目及び注記に開示される項目について、明確でより有益な名称を使用し、より意味のある名称が見つけられない場合にのみ「その他」を用いること。
- 重要性がある情報が過度の集約や不要な詳細によって不明瞭にならないように、適切な詳細レベルを決定する判断を行う。

その他の検討事項

IFRS第18号の予想される影響の開示

IFRS第18号を適用開始前の期間において、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は、当該基準が公表済みであるが未発効であること、及び、その適用による可能性のある影響を評価するうえで関連する、既知又は合理的に見積り可能な情報をあわせて開示することを企業に要求している。その開示の範囲は企業の導入進捗に依存し、重大な判断、会計方針及び主要な純損益指標への影響が含まれる場合がある。

他のIFRS会計基準に対する結果的修正

企業は、IFRS第18号によって導入された結果的修正も検討すべきである。特に次の点である。

・IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」

営業活動によるキャッシュ・フローを間接法で報告する際の出発点として営業利益を用いることを要求する。また、大半の企業について、利息及び配当のキャッシュ・フローに関する表示の選択肢を削除する。その結果、利息及び配当の現金支出は一般に財務活動によるキャッシュ・フローに、利息及び配当の現金収入は一般に投資活動によるキャッシュ・フローに分類される。

・IAS第33号「1株当たり利益」

追加的な1株当たり利益数値を基本財務諸表に表示する選択肢を削除する。追加的な1株当たり利益数値は、分子がIFRS第18号で識別される合計若しくは小計又はMPMである場合に限り、注記においてのみ開示することができる。

IFRS第18号適用初年度における期中財務報告

IAS第34号「期中財務報告」に基づいて期中財務報告書を作成する企業は、次の点を検討すべきである。

- IFRS第18号は適用初年度の期中期間にも適用される。例えば、12月決算の企業は、四半期報告企業であれば2027年3月31日、半期報告企業であれば2027年6月30日の期中財務報告書に新たな要求事項を反映すべきである。
- 当該期中財務報告書において、企業は、IFRS第18号を適用することにあたって用いると見込まれる見出しと、本基準で要求されている小計を表示しなければならない。
- MPMに関する開示要求は、期中財務報告書にも適用される。
- 企業は、集約及び分解に関する明確化された要求事項を含め、IFRS第18号が期中財務報告書に与えるより広範な影響も検討すべきである。

参考資料

本ニュースレターは、IFRS第18号の選択された側面を取り上げている。新基準のより包括的な説明及び実務上の影響については、Deloitteの[DART上のiGAAP](#) [購読者限定] で入手可能である。

IFRS解釈指針委員会

IFRS解釈指針委員会は、IFRS第18号の適用に関するいくつかのアジェンダ決定をすでに公表しており、引き続き関連する論点を検討している。これまでに扱われたトピックには次のものが含まれる。

- ・グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類（上述のとおり）
- ・親会社の個別財務諸表の目的上の特定の主要な事業活動の評価
- ・費用を性質別に開示する要求の範囲
- ・正味エクスポージャーに対する為替リスクを管理するデリバティブに係る利得及び損失の分類

企業は、さらなるガイダンスのためにIFRS解釈指針委員会の活動をモニタリングすべきである。

規制当局の見解

- ・ 2026年3月に、証券監督者国際機構（IOSCO）は、同機構の「[Non-GAAP Financial Measuresに関する声明](#)」を更新し、当該声明で論じられている非GAAP財務指標と、IFRS第18号で定義されるMPMのような財務指標との相互関係に対応した。
- ・ 2026年2月に、欧州証券市場監督機構（ESMA）は、「[Reshaping performance: Implementation of IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements](#)」と題する公開声明を公表し、欧州の上場発行体に対する詳細な導入上の期待を示した。この声明は、本ニュースレターで扱っている領域と類似する論点を強調している。ESMAはまた、[Q&A 2775](#)を公表しており、IFRS第18号で定義される経営者が定義した業績指標と、ESMAの代替的業績指標ガイドラインとの相互関係を説明している。
- ・ 米国では、SECが、登録会社によって一般に伝達されるためには、当該指標は、登録会社に適用される範囲において、Regulation G及びRegulation S-K Item 10(e)の双方に含まれるSECのNon-GAAP指標に関する規則に準拠していなければならない旨を指摘している。

他の規制当局も、IFRS第18号の初度適用に関するガイダンスを公表する場合がある。企業は、提出義務を有する法域において規制当局が公表するガイダンスを、主要な情報源として利用しなければならない。

追加情報

IFRS第18号についてご質問がある場合には、通常のデロイトの担当者にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#)では、完全版IFRS基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新のiGAAPマニュアル。IFRS基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAPの[sustainability reporting](#)は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DARTへのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含むDARTの詳細については、[ここをクリック](#)してください。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS
since 1845